

令和3年 No.4

○国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

役職印の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年2月16日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第3号

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：役職印の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
(公印の種類、公印管守責任者等)					(公印の種類、公印管守責任者等)				
第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。					第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕				組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長	役 職 印	国立大学法人東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長
	東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長		東京学芸大学長	30	総務課長	法規係長
	国立大学法人東京学芸大学理事	30	総務課長	法規係長		国立大学法人東京学芸大学理事	30	総務課長	法規係長
	国立大学法人東京学芸大学監事	30	総務課長	法規係長		国立大学法人東京学芸大学監事	30	総務課長	法規係長
	東京学芸大学副学長	30	総務課長	法規係長					
	大学院連合学校教育学研究科長	30	総務課長	法規係長		大学院連合学校教育学研究科長	30	総務課長	法規係長
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
〔省略〕					〔省略〕				
附 則									
この規則は、令和3年4月1日から施行する。									